**平成２５年（フ）第２１号**
金沢市みずき２丁目198番地
破産者　江下　和良
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第３６号**
長野県上田市富士山1625番地９
破産者　高橋　隆之
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

**平成２５年（フ）第１３７号**
長野県塩尻市大字広丘野村1621番地９
破産者　平野　敦史
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第２４８７号**
名古屋市北区喜惣治２丁目101番地の１　レジデンス101Ｄ１号、開始決定時の住所名古屋市北区御成通３丁目20番地の３
破産者　石黒　基夫
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１０９２号**
名古屋市北区敷島町１番地　スカイハイム黒川101号
破産者　武藤　正則
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第２８６号**
大阪府和泉市伯太町１丁目９番　３棟302号、住民票上の住所大阪府泉大津市東豊中町３丁目23番16―101号
破産者　大誠建設こと　中田　　誠
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２５年（フ）第３８６号**
神戸市兵庫区五宮町２番４号　ハイムヨシダ302
破産者　中森　理栄（旧姓東野）
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２４７号**
兵庫県姫路市名古山町９番12号トラントメゾン403号、営業所の所在地兵庫県姫路市辻井５丁目５―11　北爪ビル１階
破産者　ＲＯＯＭマキこと　金井　延樹
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３９号**
鳥取県鳥取市滝山432―16、住民票上の住所鳥取県八頭郡八頭町新興寺563番地３
破産者　小林　充典
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１８９号**
広島市南区段原１丁目８番11号
破産者　松浦　要二
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第３０８号**
広島市安佐南区長束３丁目40番４―301号
破産者　井上　隆司
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第４８号**
山口県宇部市大字西岐波5249番地52
破産者　中代　鈴香
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

**平成２５年（フ）第３１７号**
熊本市北区植木町轟1873番地17
破産者　宮﨑　祐二
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第３１８号**
熊本市北区植木町轟1873番地17
破産者　宮﨑　一代
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第４９４号**
熊本市東区長嶺東６丁目17番７―205号　リーベンハイツⅡ
破産者　有田　聖一
1　決定年月日　平成25年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第６８号**
北海道伊達市舟岡町170番地92
破産者　加藤　大輔
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２５年（フ）第１５３号**
岩手県岩手郡岩手町大字黒石第１地割96番地
破産者　千葉　美里
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第４７号**
宮城県石巻市駅前北通り２丁目８番12号エスポワール駅前203号、前住所仙台市泉区実沢字茂倉山１番地の35　２Ｂ―７Ｌ
破産者　吉岡　純一
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**平成２５年（フ）第５３号**
新潟県阿賀野市寺社甲3848番地100
破産者　出塚　雅幸
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部